



未就園児家庭を対象にした「地域子育て支援センター」では、さまざまな子育て支援活動を展開しています。子どもたちのすこやかな成長と、楽しい育児を応援していますので、みなさん、ぜひ遊びにきてくださいわ!



子育て支援センター はなばたけ

いぶき認定こども園内 〒521-0314 米原市春照1950
☎ 58-2001 ☎ 58-2001

はなばたけ開設時間

月～金 8:30～12:00 13:00～14:30



●1月のプチランド (親子活動)

季節に合わせて活動のテーマを決め、親子で楽しく遊びます!

実施日	会場	時間
1月14日(火)	いぶき認定こども園	10時～
1月21日(火)		11時30分
1月28日(火)		

* 1月28日(火)はお誕生会をします。1月生まれのお友だち遊びに来てね!

* 親子ふれあい遊びや紙芝居の読み聞かせもあります!

●ホッとひといき、しゃべろう会

実施日	会場	時間
1月16日(木)	いぶき認定こども園	10時～
1月23日(木)		11時30分

* おうちの方向士、ホッとひといきつきながらおしゃべりタイム。子どもたちは好きなおもちゃでゆっくり遊びます。

●はなっこランド

気軽に遊べるお部屋を開放しています。園庭の遊具や砂場でも遊べます。

園庭・保育室開放 午前の部(月・水・金曜日) 8時30分～12時
午後の部(月～金曜日) 13時～14時30分

子育て支援センター 寺子屋

長岡保育園内 〒521-0242 米原市長岡1167-4
☎ 55-3767 ☎ 55-8222

寺子屋開設時間 月～金 9:00～14:00



●1月の寺子屋ひろば (親子活動)

お正月遊び“たこやコマを作って遊ぼう”

＆もうすぐ節分“鬼のお面をつくろう”

実施日	会場	時間
1月 9日(木)	本郷公民館	10時～ 11時30分
1月16日(木)	柏原生涯学習センター	
1月23日(木)	山東公民館	

* 動きやすい服装で参加してね!

* 水筒とタオルを持って来てね!

●ママカフェ曜日

同じ年月生まれのおさんがいるお母さん同士、日頃の子育てについておしゃべりしたり、お茶を飲んだりしながらゆったり過ごしていただける場所です。

実施日	対象児童	時間
1月 8日(水)	0歳児	10時～ 11時30分
1月15日(水)	1歳児	
1月22日(水)	2歳児以上	

1月8日(水)は「おかあさんげんきプロジェクト」代表宮川美智子さんが来所予定です。

子育て支援センター あゆっこ

米原中保育園内 〒521-0016 米原市下多良146-1
☎ 52-1114 ☎ 52-5131

あゆっこ開設時間 月～金 9:00～12:00 13:00～15:00

●1月のめばえ (親子活動)

お話をきいたり、好きなおもちゃを見つけて遊ぼう!

実施日	会場	時間
1月 9日(木)	醒井公民館	10時～ 11時30分
1月16日(木)	息郷児童館	
1月23日(木)	下多良公民館	
1月30日(木)	米原区公民館	

園庭・保育室開放 午前の部(月・火・水・金曜日) 9時～12時
午後の部(月・水曜日) 13時～15時
年齢別開放 1・2歳児(火・金曜日) 13時～15時
0歳児(木曜日) 13時30分～15時

子育て支援センター ふたばっこ

近江はにわ館・図書館内 〒521-0072 米原市顔戸281-1
☎ 52-0363 ☎ 52-0363

ふたばっこ開設時間

火～金10:00～15:00



●1月のお散歩てくてく

お話を聞いたり、好きなおもちゃを見つけたりして遊ぼう!

実施日	対象児童	時間
1月 9日(木)	新庄公民館	10時～ 11時30分
1月16日(木)	寺倉会館	
1月23日(木)	宇賀野会館	

●ほかほか広場

気軽に遊べるお部屋を開放しています。

園庭・保育室開放 午前の部(火・水・金曜日) 10時～12時
午後の部(火～金曜日) 13時～15時

* 1月15日(水)午後は0歳児親子が対象です。

* 1月22日(水)午前はお話ボランティア「ぼけっと」さんのおはなし会があります。初めて利用される親子の対象日ですが、皆さんご利用ください。

* 1月14日(火)と23日(木)は図書館休館のため、ほかほか広場はお休みです。

子育て支援センター環境整備に伴う閉所のお知らせ

12月27日(金)、1月6日(月)は、各支援センターの玩具点検等環境整備を行うため、以下のように支援センターを一部閉所させていただきますのでご了承ください。

センター名	12月27日	1月6日
はなばたけ	×	○(午前のみ)
寺子屋	○(午前のみ)	×
ふたばっこ	○(午前のみ)	×
あゆっこ	×	○(午前のみ)

1月のみんなの広場

毎月第2・4土曜日に未就園の親子・家族を対象にした遊び場を開設しています。

● 開設時間：10時～12時

● 1月の開放日：1月11日(土)、25日(土)

● 開設場所：ふたばっこ (近江はにわ館内)



もしかしたらDVでは？ ～知らず知らずのうちにDV被害にあっていませんか～

●DV（ドメスティックバイオレンス）とは

配偶者、恋人、元配偶者等の親密な関係の人が、パートナーに対してふるう暴力のことで、重大な人権侵害です。被害者は女性だけではなく、男性の場合もあります。

平成23年に内閣府で行われた調査では約4人に1人は配偶者から被害を受けた事があると答えています。

●DVは殴る蹴る等の身体的暴力ではありません

身体的暴力

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 首を絞める
- ・ 髪を切る、剃る
- ・ 火を押しつける



精神的暴力

- ・ 怒鳴る、無視する
- ・ 人格を否定する発言をする
- ・ 大切な物を壊す、捨てる



社会的暴力

- ・ 親族や友人とつき合わせない
- ・ 外出や行動の制限や監視をする
- ・ 電話・手紙・メールをチェックする



経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 働く事を禁止する
- ・ 収入を取り上げる
- ・ 健康保険証を渡さない



性的暴力

- ・ 性的な写真や映像を見せる
- ・ 望まない方法でのセックスを強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する



子どもに影響の及ぶ暴力

- ・ 子どもに暴力をふるう
- ・ 子ども前で暴力をふるう
- ・ 子どもの事で脅す
- ・ 子どもを引き離す



●DVは子どもにも影響を与えます

直接的被害

- ・ 母とともに暴力の被害を受ける。
- ・ 母をコントロールするために利用される。
- ・ 母に対して暴力を振るうよう強要される。

二次的被害

- ・ 母が不安定になり、適切な養育を受けられない。
- ・ 転居や転校を繰り返し、人間関係が切れてしまう。
- ・ 暴力を見て育つことで、暴力による支配を正当化してしまう。

配偶者からの暴力は身近な問題になっています。
ひとりで悩まず相談してください。

中央子ども家庭相談センター (草津市笠山七丁目4-4)	☎ 077-564-7867	彦根子ども家庭相談センター (彦根市小泉町932-1)	☎ 0749-24-3741
滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	☎ 0748-37-8739	米原市人権政策課 (米原庁舎)	☎ 0749-52-6629

お問い合わせ 健康福祉部 子ども家庭サポートセンター（山梨庁舎） ☎55-8112 ☎55-4040